

豊田地域文化広場 指定管理者制度 公募に関するQ&A

生涯活躍部 市民活躍支援課

	資料名	質問箇所	質問	回答(案)
1	募集要項	5P	共同企業体協定書と指定管理料見積書以外で押印が必要な資料はありますか。	ありません。
2	別添資料2「収支計画見積注意事項」	2P	市内子ども・高齢者無料化の年度末の補填金(精算)について、指定期間中5年間は対象期間という認識でよろしいでしょうか。	対象です。 ただし、金額は年度ごとに変更する場合があります。
3	様式5「豊田地域文化広場の管理運営に関する収支計画書」	—	下の段に「消費税及び地方消費税」の項目があるため、上の項目全ては税抜き金額で記載するという認識でよろしいでしょうか。 その場合、税込みでの上限価格が決まっている修繕料や、様式8と数値を一致させる光熱水費も全て税抜き価格での記載でしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・様式8の光熱水費等も含めて、上の項目は全て税抜き金額で記載してください。 ・なお、修繕料は税抜3,000,000円、消費税300,000円として計上してください。

	資料名	質問箇所	質問	回答
4	様式8 光熱水費積算明細書	—	上記の質問から、様式8についても収支計画書の金額と一致するように記載されているので、税抜き価格で示すのでしょうか。	税抜き価格でお示してください。
5	仕様書	4P	電子決済について現状実施しておりますが、手数料や端末費用の負担については今後も市から補填されるのでしょうか。それとも今回の公募から施設管理費に含んで計算すればよろしいのでしょうか。	市からの補填は行いません。予め施設管理費に含んで積算してください。
6	参考資料3 課題懸案事項	—	「売店スペース」を一時的に借りたい団体・個人などがいた場合、貸し出しは可能でしょうか。また、常設ではない場合は料金が発生しますか。料金についてもご教示ください。	貸出は可能です。指定事業として行う場合は料金は発生しません。自主事業として行う場合は原則行政財産目的外使用料が発生します。現在の使用料は下記のとおりです。ただし、使用面積、期間、使用年度等で金額は変更となる場合があります。 (売店全体の使用料) 1日のみ使用… 219円 1か月使用 …6,674円

	資料名	質問箇所	質問	回答
7	別添資料 4 関係 物価変動リスク分担細則	—	<p>令和4年度の物価変動調整後所要額が実績数値と1,000万円以上の差があったのですが、このリスクを見込んだ調達単価を設定すればよろしいでしょうか。</p> <p>また、施設の規模の大きさによって所要額の差も大小あると思いますが、特定経費年度協定額との差額について全施設一律に100万円の差額で追加負担または返納が設定されてしまうのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・参考資料1「収支計画参考資料」及び参考資料2「従量経費見積参考資料」を参考に、リスクを見込んで積算してください。 ・特定経費年度協定額合計と物価変動調整後所要額合計との差額は、施設毎に設定する金額です。100万円の基準は豊田地域文化広場の施設規模等に応じて設定した金額です。 ・なお、次期指定期間において指定管理者が負う追加負担のリスクは最大100万円となります（今回公募から新たに追加しました物価変動リスク分担細則第4の3をご確認ください。）
8	別添資料 4 関係 物価変動リスク分担細則	—	<p>特定経費年度協定額において、年度協定締結直近1月物価指数とありますが、例えば令和6年度の契約の場合、令和6年1月ということでしょうか。本来なら運営期間である4月ではないのでしょうか。</p>	<p>3月の協定締結時点で発表されている最新の物価指数が1月物価指数であるため、1月物価指数を採用しています。お見込みのとおり、令和6年度契約の場合、令和6年1月物価指数です。</p>